

# 会 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、北尾自治会規約第7条に基づく会費の納入について必要な事項を定める。

(会費)

第2条 会員の年会費は一世帯毎に3,200円とする。

2 賛助会員の年会費は1口10,000円とする。

(会費の明細)

第3条 会員の年会費の明細は、次のとおりとする。

- (1) 自治会運営費 500円
- (2) 自治会文化事業協力金 1,000円
- (3) コミュニティ会費 300円
- (4) 社会福祉協議会費 300円
- (5) 日本赤十字社 500円
- (6) 共同募金 400円

(納入の特例)

第4条 寄附等の自由を尊重するため前条明細のうち自治会運営費を除く第2号から第6号については、第2条第1項にかかわらず減額して支払うことができる。

(会費の改定)

第4条 会費は総会の議決を得なければ改定することができない。

附 則

この規程は、平成4年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。